除雪作業にご協力ください

問 市 建設課　☎53-5143　FAX 53-5138

12月1日から令和9年3月20日まで、除雪計画に基づき除雪作業を実施します。
安全で効率的な除雪作業に努めますが、作業を円滑に進めるために、皆さんのご協力をお願いします。

▼路上駐車はしないでください
除雪作業は、夜間や早朝に行う場合が多いので、道路上や退避所内への駐車はしないようにお願いします。

▼火災など万一の事態に備えましょう
火災などに備えるため、消火栓や防火水槽の周辺は、地域で除雪作業のご協力をお願いします。

▼木の枝を処理してください
雪の重みで竹や木の枝が道路上に倒れる危険性があります。所有している人は、事前に確認・処理をお願いします。

▼雪を車道に出さないでください
道路は、人や車が通る場所です。交通事故の原因になりますので、雪を道路に捨てるのはやめましょう。

▼雪の塊（かたまり）の処理にご協力ください
除雪車が通過した後、雪の塊が家の出入口をふさぐことがありますが、各家庭・地域の皆さんで処理のご協力をお願いします。





※市では、幹線市道や通学路などを中心に除雪を行います。それ以外の生活道路などは、地域の皆さんで除雪作業のご協力をお願いします。
※除雪作業については、建設課が積雪状況を確認しながら除雪委託業者への指示や市民の皆さんからの問い合わせに対応します。(☎53-5143)
※除雪計画や除雪対象路線図は、12月1日(火)から市公式ウェブサイトでご覧いただけます。

高齢の人や障がいのある人へ 屋根の雪下ろしにかかった費用を助成します

問 市 高齢福祉課　☎53-5122　FAX 53-5119

●対象者
・高齢者世帯(65歳以上のみの世帯)
・障がい者世帯で以下①から③のいずれかに該当する世帯
①身体障害者手帳1級～4級までの方で構成する世帯
②身体障害者手帳保持者および65歳以上の方で構成する世帯
③身体障害者手帳保持者および義務教育課程を修了していない方で構成する世帯

●対象経費
積雪量が50センチメートルを超え、家屋の損傷や災害などの恐れがある場合に、業者に依頼して行った経費

●対象回数
1世帯につき2回(原則)

●補助額
1回の除雪に要した経費の2分の1を、以下の金額の範囲内で助成します。
・屋根の雪下ろし作業のみ(上限1万円)
・屋根の雪下ろし作業＋下ろした雪の排雪作業(上限2万円)

●申請方法
除雪作業完了後、高齢者等住宅除雪費補助金交付申請書兼請求書、領収書の写しおよび作業前後の写真を高齢福祉課へ提出してください。

水道の凍結防止対策をお忘れなく!

問 市 上下水道課　☎53-5173　FAX 53-5179

気温が氷点下になると、水道管内の水が凍り、破裂して漏水する可能性があります。保温材などを使って、水道の凍結防止対策を行いましょう。

●特に注意が必要な水道管や蛇口
・屋外に露出しているもの
・北向きのところや、風当たりの強いところにあるもの
・長期間使用していないもの

●対策
・水を少しだけ出しておく
・水道管や蛇口等に古いタオルや布きれ等を巻きつける

長く留守にする場合は、メーターボックス内の止水栓を閉め、漏水を防ぎましょう。

